

令和7年度光化学オキシダント夏期対策の実施について

香川県では、光化学オキシダント濃度の上昇が予想される夏期において、光化学オキシダントによる健康被害を未然に防止するため、令和7年5月7日から9月5日の期間中、光化学オキシダント夏期対策を実施します。

光化学オキシダントの濃度が上昇し、一定の濃度レベルに達した場合、予報・注意報等を発令し、県民へ迅速に周知します。また、協力工場に対し、施設の燃料使用量の削減要請を行うなど、光化学オキシダント濃度の低減に努めます。

1 実施期間

令和7年5月7日（水）～ 9月5日（金）

2 対象地域

- ・小豆地域（土庄町、小豆島町）
- ・東讃地域（東かがわ市、さぬき市、三木町）
- ・中讃地域（丸亀市、坂出市、善通寺市、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町）
- ・西讃地域（観音寺市、三豊市）
- ・高松地域（高松市）
- ・直島地域（直島町）

3 実施内容

監視体制と連絡体制の強化

- ① 県では、大気汚染状況を迅速かつ的確に把握できるよう、光化学オキシダント濃度の常時監視を行うとともに、高濃度時には監視体制を強化します。
- ② 光化学オキシダント濃度は、気温や風の強さなど気象状況に影響を受けるため、高松地方気象台と連携をとりながら、気象状況の把握に努めます。
- ③ 光化学オキシダント情報（速報値）は「さぬきの空情報館」のホームページにおいて、リアルタイムで公開します。また、「さぬきの空情報メール」に事前登録いただいた方に、予報・注意報等の発令状況についてメールを配信します。

（「さぬきの空情報館」のホームページ） <https://www.taiki.pref.kagawa.lg.jp/>

予報・注意報等の発令時の対応

- ① 予報・注意報等の発令時には、関係機関等を通じて、県民・学校等に対し、屋外での激しい運動を避けるなどの予防措置をとることや健康被害が発生した場合の措置等を周知します。
- ② 予報・注意報等の発令内容に応じ、協力工場に施設の燃料使用量の削減要請を行うなど、光化学オキシダント濃度の低減に努めます。

6 参考資料（別添）

資料1 光化学オキシダントについて

資料2 光化学オキシダント注意報等の発令対象地域と直近の発令状況

資料3 香川県大気汚染緊急時対策要綱に定める光化学オキシダント発令条件及び措置内容

光化学オキシダントについて

1 光化学オキシダントの発生

自動車の排気ガスや工場のばい煙等に含まれる窒素酸化物や炭化水素等が、太陽光線（紫外線）の影響を受けて光化学反応を起こし、目やのどを刺激する有害物質の「光化学オキシダント」が生成します。

2 光化学オキシダントが発生しやすい気象

天 候	薄曇り、晴（特に視程が悪く、もやがかかったように視界がかすむ日は危険）
気 温	比較的高く、20℃以上のとき
風 速	弱風するとき（約 4 m/s 以下）
日射量	強いとき
その他	逆転層、海風の発生等

3 被害の症状

- ①目の痛み、目がチカチカする
- ②喉の渇き、痛み
- ③体がだるい
- ④頭が痛い

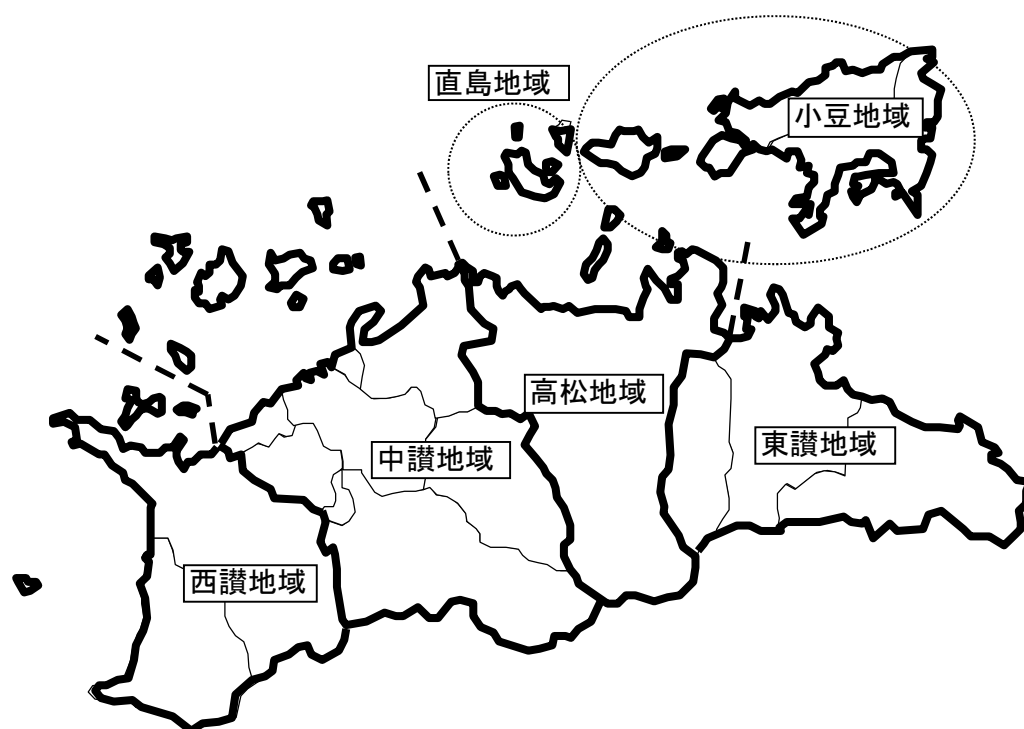
4 予報・注意報が発令されたら

- (1) 予報の場合には、注意報に備えて、報道機関の報道に注意してください。
- (2) 注意報の場合には、
 - ①屋外での激しい運動はさけてください。
 - ②目などに刺激を感じたら、すぐ建物の中に入ってください。
 - ③子供や高齢の方、体の弱い方などは影響を受けやすいので注意してください。
 - ④自動車の使用車又は運転者の方は、自動車の運行の自主的な制限にご協力ください。

5 被害を受けたら

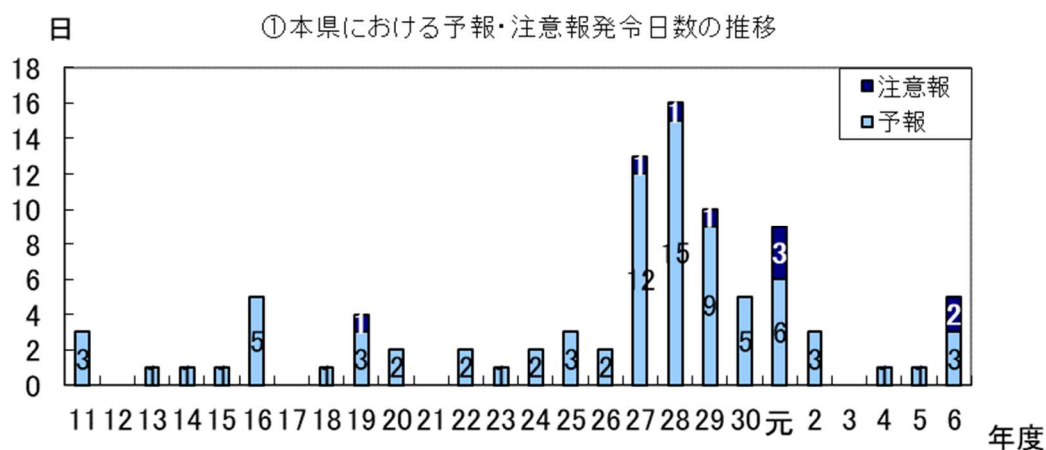
- ①目に刺激を感じたときは、水道水で洗眼してください。
- ②のどに痛みを感じたときは、うがいしてください。
- ③洗眼やうがいをしても良くならないとき、呼吸困難やけいれんがあるときには、医師の診断を受けてください。
- ④被害を受けた場合は、県または市町の関係課・関係機関へ連絡してください。

○光化学オキシダント注意報等の発令対象地域（計6地域）

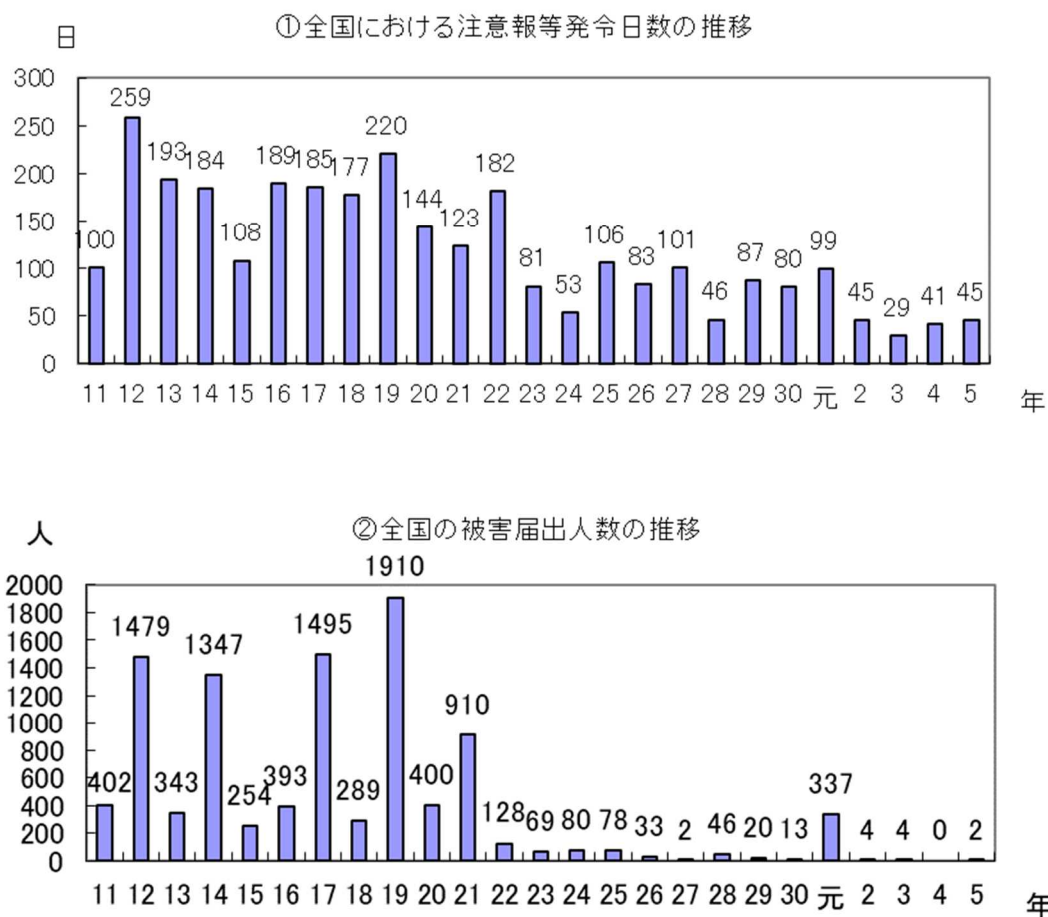


○ 香川県における光化学オキシダント緊急時等の発令状況

- ・令和6年度：予報3回、注意報2回
- ・令和5年度：予報1回
- ・令和4年度：予報1回
- ・令和3年度：発令なし



○ 全国での光化学オキシダント緊急時等の発令状況



**香川県大気汚染緊急時対策要綱に定める
光化学オキシダント発令条件及び措置内容**

発令区分	発令条件	発令基準	措 置
予報	気象条件等により、大気の汚染が著しくなるおそれがあると認められるとき	1 時間値 100 万分の 0.1 以上である大気の汚染状態になったとき。	- 協力工場に対し、当該施設の燃料若しくは熱源としての電気の通常の使用量の 20% 程度削減又はそれと同程度の効果を有する措置をとるよう協力要請を行う。 - VOC 排出工場に対し、揮発性有機化合物の排出量又は飛散の量の自主的な減少について協力を求める。
注意報	大気の汚染が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある事態が発生し、かつ、気象条件からみて当該大気の汚染の状態が継続すると認められるとき	1 時間値 100 万分の 0.12 以上である大気の汚染状態になったとき。	- 協力工場に対し、当該施設の燃料若しくは熱源としての電気の通常使用量の 20% 削減又はそれと同程度の効果を有する措置をとるよう勧告を行う。 - 予報の第 2 項と同じ - 自動車の使用者又は運転者に対し、自動車の運行の自主的制限について協力を求める。
警報	大気の汚染が著しくなり、人の健康又は生活環境に重大な被害が生ずるおそれがある事態が発生し、かつ、気象条件からみて当該大気の汚染の状態が継続すると認められるとき	1 時間値 100 万分の 0.24 以上である大気の汚染状態になったとき。	- 協力工場に対し、当該施設の燃料若しくは熱源としての電気の通常の使用量の 30% 削減又はそれと同程度の効果を有する措置をとるよう勧告を行う。 - 予報の第 2 項と同じ - 注意報の第 3 項と同じ措置。
重大警報	気象状況の影響により、大気の汚染が急激に著しくなり、人の健康又は生活環境に重大な被害が生ずる事態が発生し、かつ、気象条件からみて当該大気の汚染が継続すると認められるとき	1 時間値 100 万分の 0.4 以上である大気の汚染状態になったとき。	- 協力工場及び大口排出工場に対し、燃料若しくは熱源としての電気の通常の使用量の 40% 削減又はそれと同程度の効果を有する措置をとるよう命令を行う。 - VOC 排出工場に対し、揮発性有機化合物濃度の減少又は揮発性有機化合物排出施設の使用の制限について命令を行う。 - 公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるよう要請する。

(注) 協 力 工 場：硫黄酸化物を 1 時間当たり 10Nm^3 以上又は排出ガスを 1 時間当たり 4万Nm^3 以上排出する炉等を設置している工場・事業場及び炉等から排出される排出ガスの合計が 1 時間当たり 4万Nm^3 以上の地方公共団体の設置する事業場

大口排出工場：炉等から排出される硫黄酸化物の合計が 1 時間当たり 10Nm^3 以上の工場・事業場及び炉等から排出される排出ガスの合計が 1 時間当たり 4万Nm^3 以上の工場・事業場